

**大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における  
民間活用に向けたマーケットサウンディング（市場調査）  
実施要領**

**令和4年12月**

**大阪市危機管理室**

## 1 調査の名称

大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に向けたマーケットサウンディング（市場調査）

## 2 背景

### (1) 災害時に必要な物資の管理作業（調達・保管・有効活用等）の現状について

本市では、平成 27 年 12 月に「大阪府域救援物資対策協議会」で策定された「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（以下、「府備蓄方針」という。）に基づき、市域において最大の被害が想定されている南海トラフ巨大地震の災害時避難所（以下、「避難所」という。）への想定避難者数約 53 万人が必要とする物資の備蓄を大阪府と協力してすすめてきました。

その災害救助用備蓄物資（以下、「備蓄物資」という。）の数量・容量は相当なものであり、平時においては、これらの膨大な備蓄物資の中から更新期限を迎える物資の選別と有効活用のための移動・運搬、新たに購入した備蓄物資の受入れ・整理などに、本市職員は非常に多くの労力と時間を費やされています。

### (2) 備蓄倉庫の確保、備蓄物資の管理、配送に係る民間活用にあたっての課題について

一方、本市の備蓄物資の管理や配送に関わって、これまで本市に示されてきた民間事業者の提案は、①備蓄倉庫における備蓄物資の棚卸や入替といった在庫管理のみを行う事例、②災害時に民間事業者が保管する倉庫等から物資を配送する事例、③配送拠点となる倉庫を別途確保し、物資を配送するといった事例がありますが、これら個々の提案をそれぞれ別の民間事業者に委託するだけでは、かえってコスト増になる可能性が高いことに加え、新たにそれぞれの民間事業者との調整業務等が発生するため、本市業務の効率性が損なわれると考えているところです。

### (3) 備蓄倉庫の確保、備蓄物資の管理をトータルで行う手法での民間活用に向けて

本市としては、災害時には、避難者の方々へ備蓄物資を確実にお届けできるよう、備蓄物資の管理・配送に責任をもって取り組まなければならないと考えています。

一方で危機管理室職員は、平時から災害に備えて各区、各局室との連携強化を図りながら、災害時には、多岐にわたる応急・復旧対策等の全体オペレーションに注力しなければなりません。そのため、備蓄物資に関する業務をトータルで民間事業者にお任せしてはどうかとの考えに立ち、既存の備蓄倉庫の活用だけでなく、新たな備蓄倉庫の確保や国等から送られてくる救援物資の保管場所の確保、備蓄物資の調達・管理に係る業務を民間事業者がトータルで行う実効性について、マーケットサウンディングを実施することにいたしました。

令和 4 年度は、マーケットサウンディングで寄せられた意見を踏まえ、民間活用の方向性を取りまとめてまいります。

### 3 目的

本マーケットサウンディング（市場調査）は、上記「2 背景」のもと、備蓄物資の管理作業（調達・保管・有効活用等）を効率的に行うため、備蓄倉庫の確保から備蓄物資の管理までをトータルで運営する民間活用の実効性に関し、民間事業者の自由な発想に基づく幅広い事業提案を求めるものであり、その提案や意見の内容が、備蓄物資の効率的な管理や経費の縮減といった市民サービスの向上につながるのを見極め、その方向性をとりまとめることを目的としています。

### 4 備蓄倉庫、備蓄物資についての概要

#### (1) 事業目的

府備蓄方針は、大阪府と大阪府内市町村が備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体の役割について基本的な方向性を示すものであり、被災者支援のために特に必要とする食料などを重点 11 品目と位置づけ、大阪府と市町村で 1:1 を基本に備蓄することになっています。

また、南海トラフ巨大地震等、甚大な被害が生じる大規模災害が発生すれば、被災自治体や家庭等で備蓄している物資は数日で枯渇することになるため、国の中央防災会議幹事会では、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を定めており、「発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後 3 日目までに、発災後 4 日目から 7 日目までに必要となる物資が被災府県に届くよう調整する」とされています。

そのため、府備蓄方針では、①東日本大震災後の救援物資輸送の回復、②道路復旧、③国のプッシュ型支援の実実施計画を基に、南海トラフ巨大地震に対する大阪府域内で自己対応を要する期間を 3 日間と定めています。

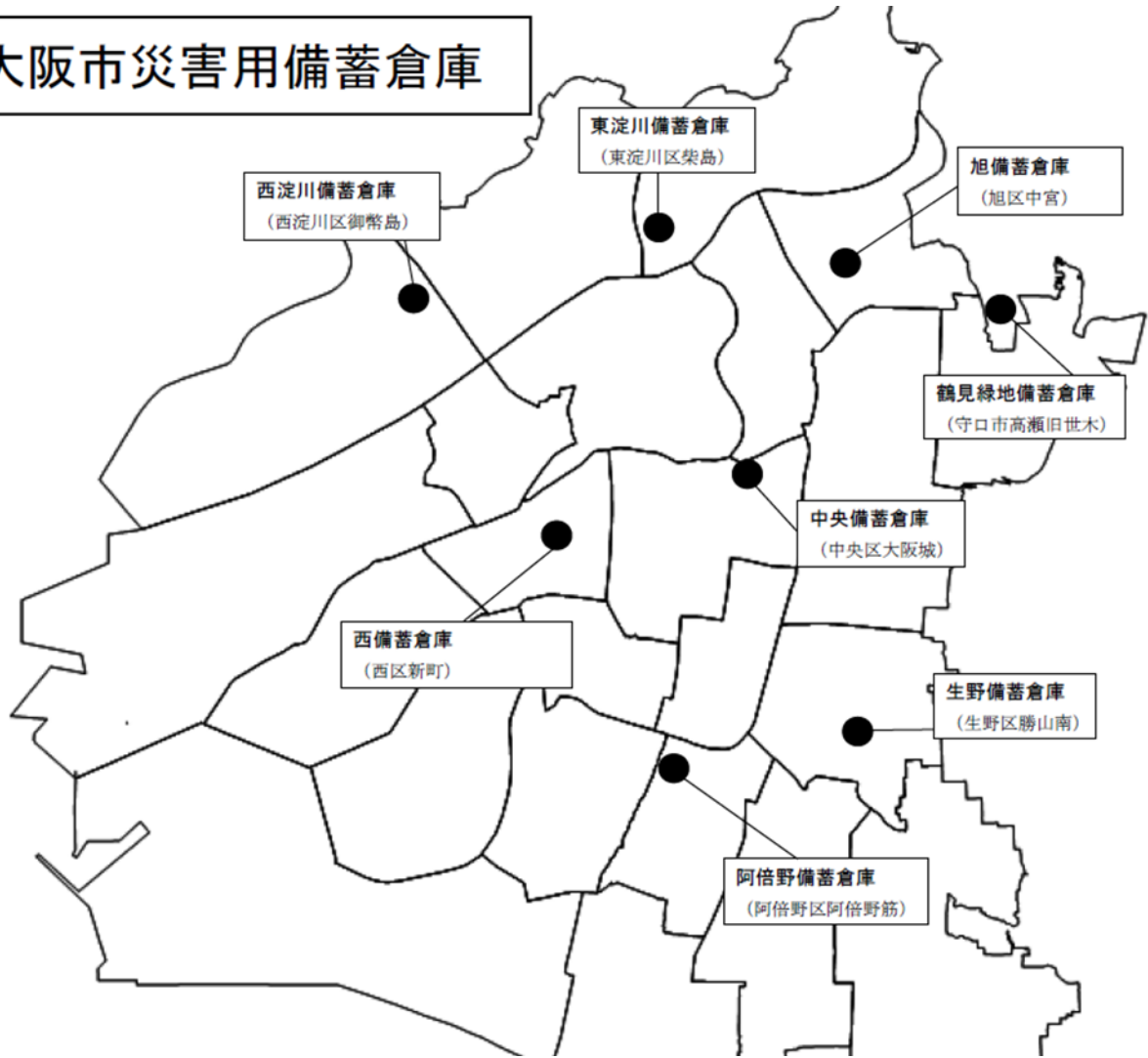
このように、発災直後から 3 日目までは府市の備蓄物資で対応し、4 日目以降は国からの救援物資が届く想定となっていますので、国や県、他自治体等と連携、協力し、災害時に速やかに救援物資の受入、配送ができるように、平時から体制の強化に努めているところです。

#### (2) 備蓄倉庫、備蓄物資の概要

##### ア 備蓄倉庫

災害時に道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想されるため、輸送及び被災者への迅速な供給を考慮し、区役所や避難所に備蓄を行うとともに、府内他市町村や他府県等からの緊急物資の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するために市内各所に備蓄倉庫を設置し、相互に補完し合う分散備蓄体制を整備しています。

# 大阪市災害用備蓄倉庫



## イ 備蓄物資

「大阪市防災・減災条例」では、第23条第1項において、「市長等は、災害の発生に備え、飲料水の供給のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、食糧、毛布その他の生活関連物資の確保に努めなければならない。」と規定しており、「大阪市避難所運営に係る備蓄計画」（以下「備蓄計画」という。）に基づき管理しています。備蓄計画では、府備蓄方針に定められた11品目の物資を基本としながら、国や大阪府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや計画指針などを踏まえ、本市独自で備える物資を含めて、避難所運営に必要な備蓄物資の品目や数量、更新頻度など必要な事項を定めています。あわせて、市民や事業者によるいわゆる自助、共助の備蓄についても基本的な方針を示しており、災害発生後の避難生活を想定して備蓄すべき物資について必要な事項を定めるとともに、日ごろからの家庭内備蓄や企業内備蓄などを促進しています。

なお、感染症対策を踏まえた避難所運営にかかる備蓄物資の考え方については、新型コロナウイルス禍の現状を踏まえ、今後、随時追加していきます。

また、備蓄計画では、更新目安に基づき更新する備蓄物資については、更新まで原則1年未満のものであれば、避難所開設訓練を実施する際などにおいて、有効活用するなど、廃棄物の削減に努めています。

## 大阪市における備蓄数量(備蓄倉庫で保管する主なもの)

令和4年3月31日現在

品目	単位	必要数	現物備蓄数	協定による確保数	現物備蓄のうち備蓄倉庫での割合
アルファ化米	食	1,219,995	1,039,888	180,183	約60%
ビスケット	食	591,878	591,900	0	約70%
高齢者食(粥)	食	95,362	93,200	2,200	約20%
毛布	枚	529,787	473,590	56,200	約70%
液体ミルク	ℓ	8,010	6,699	0	約20%
哺乳瓶	本	5,934	5,934	0	約50%
使い捨て哺乳瓶	本	29,670	9,890	0	100%
小児用おむつ	枚	158,940	79,471	79,469	約90%
大人用おむつ	枚	31,800	18,202	13,598	約90%
簡易トイレ(本体)	台	5,298	4,888	410	約20%
簡易トイレ排便処理セット(100回分)	セット	5,298	4,888	410	約10%
生理用品	枚	154,963	77,481	77,482	約70%
トイレトペーパー(1ロール100m)	m	5,960,104	2,980,104	2,980,000	約90%
マスク	枚	794,682	918,654	7,152	約20%
簡易ベッド	個	1,439	144	0	100%
防水シート	枚	約110,000	110,000		約20%
飲料水(500mLペットボトル)	本	1,907,234	2,849,496	206,712	約50%

※現物の備蓄物資は、備蓄倉庫(8か所)のほか、区役所及び避難所でも保管しています。本表の「現物備蓄のうち備蓄倉庫での割合」は、現物備蓄数のうち備蓄倉庫で保管している割合です。「現物備蓄のうち備蓄倉庫での割合」＝「備蓄倉庫で保管している備蓄数(＝現物備蓄数－(区役所及び避難所での備蓄数))」÷「現物備蓄数」×100。

### 5 マーケットサウンディング(市場調査)の対象者

本マーケットサウンディング(市場調査)に参加することができる事業者は、備蓄物資の管理作業(調達・保管・有効活用等)の全部または一部の運営が可能な法人又は法人のグループとします。

## 6 マーケットサウンディング（市場調査）のスケジュール

実施要領の公表	令和4年12月16日（金）
説明会の参加申込期限	令和4年12月26日（月）
説明会の開催 （大阪市役所本庁舎共通会議室）	令和5年1月10日（火）
施設見学会の開催（鶴見緑地備蓄倉庫）	令和5年1月16日（月）
データ提供申込書受付期限	令和5年1月18日（水）
質問の受付期限	令和5年1月24日（火）
質問に対する回答の公表	令和5年1月31日（火） [予定]
参加申込書・提案書の提出期限	令和5年2月13日（月）
対話（ヒアリング）の実施	令和5年2月17日（金）、20日（月） [予定]
実施結果概要の公表	令和5年2月下旬 [予定]

## 7 マーケットサウンディング（市場調査）の進め方

### (1) 説明会

本マーケットサウンディング（市場調査）の目的、概要及び実施方法等について、参加を検討している法人又は法人のグループを対象に次のとおり説明会を開催します。

#### ア 開催日時

令和5年1月10日（火）、様式1「説明会参加申込書」のとおり、説明会を開催します。

#### イ 開催場所

大阪市役所本庁舎共通会議室（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

#### ウ 開催方法

(ア) 対面により、机上説明30分を予定しています。

(イ) 説明会は、参加申込のあった複数の法人又は法人グループと同時に開催を行います。

(ウ) 鶴見緑地備蓄倉庫の施設見学を希望する法人又は法人のグループを対象に、別途、令和5年1月16日（月）に施設見学会を開催します。（施設見学30分を予定）

希望する場合は、様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記載してください。

#### エ 参加申込方法

(ア) 電子メールで、様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、「11 担当」のメールアドレスに送信してください。

(イ) 電子メールの件名は、「大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に向けたマーケットサウンディング説明会参加申込（法人名）」としてください。

#### オ 参加申込期限

令和4年12月26日（月）午後5時まで

#### カ 留意事項

(ア) 説明会の時間と会場となる会議室の連絡については、令和4年12月27日（火）の午後5時

までに様式 1「説明会参加申込書」に記載の担当者のメールアドレスに送信します。それまでに連絡がない場合は、「11 担当」にお問い合わせください。

- (イ) 説明会への参加は、参加申込のあった法人又は法人グループ当たり、最大6名までとします。
- (ウ) 説明会当日には、本実施要領は配布しないので、各自持参してください。
- (エ) 施設見学会の場所には、駐車場はございません。公共交通機関または近隣のコインパーキング等のご利用をお願いいたします。
- (オ) 説明会の当日に発熱等の症状がある方の参加はお控えいただき、説明会に参加される場合は、入口での消毒及び検温、マスクの着用にご協力をお願いします。
- (カ) 説明会に不参加の場合であっても、本マーケットサウンディング（市場調査）への参加申込（提案）は可能です。また、「10【参考3】その他」に記載のとおり、申込のあった法人又は法人グループに説明会で配付した資料を提供します。

## (2) 質問

本マーケットサウンディング（市場調査）に関して、次のとおり質問を受け付けます。

### ア 受付期限

令和5年1月24日（火）午後5時まで

### イ 提出方法

- (ア) 質問がある場合は、様式2「質問書」に必要事項を記入のうえ、「11 担当」のメールアドレスに送信してください。
- (イ) 電子メールの件名は、「大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に向けたマーケットサウンディング実施要領に関する質問（法人名）」としてください。

### ウ 質問に対する回答の公表

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり大阪市のホームページで公表します。

#### (ア) 公表時期

令和5年1月31日（火）午前10時〔予定〕

#### (イ) 留意事項

- A 電話や口頭での質問は受け付けません。
- B 受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。
- C 質問を行った法人又は法人のグループの名称は公表しません。
- D 本マーケットサウンディング（市場調査）に関係のない事項等の質問に対しては回答しない場合があります。

## (3) 参加申込書・提案書

本マーケットサウンディング（市場調査）への参加を希望する法人又は法人のグループは、次のとおり参加申込みを行ってください。様々な業種において、多くの法人又は法人のグループからの事業提案をお待ちしております。

### ア 参加申込方法

様式3「参加申込書」及び様式4「提案書（例）」をもとに作成した「提案書」を「11 担当」の窓口へ提出又は送付してください。

### イ 提出期限

令和5年2月13日（月）午後5時まで

※ 送付の場合は、上記期限までの必着とします。

#### ウ 提出書類、提出部数

- (ア) 様式3「参加申込書」1部
- (イ) 様式4「提案書(例)」をもとに作成した「提案書」8部

#### エ 「提案書」の作成方法

- (ア) 「8 事業提案を求める項目とその内容」及び様式4「提案書(例)」に沿って、本マーケットサウンディング(市場調査)への参加を希望する法人又は法人のグループが可能な範囲において、自由な発想に基づく幅広い事業提案をお願いします。
- (イ) 様式4「提案書(例)」は、本市が本マーケットサウンディング(市場調査)への参加を希望する法人又は法人のグループの意見やアイデアの提案をお聞きしたい内容をまとめたものであり、例に沿って提案書に記載いただけるのが望ましいですが、提案しない項目や内容があっても構いません。
- (ウ) 提出する「提案書」は、任意の様式で作成し、データ形式、縦横、サイズ及び枚数を問いません。記載内容はできるだけ簡潔に記載をお願いします。

#### (4) 対話(ヒアリング)の実施

本マーケットサウンディング(市場調査)に様式3「参加申込書」及び「提案書」の提出のあった法人又は法人のグループ(以下「参加事業者」という。)からの「提案書」に沿って、次のとおり対話方式によるヒアリングを実施します。

#### ア 開催日時

令和5年2月17日(金)、20日(月)[予定]

#### イ 開催方法

対面又はMicrosoft Teamsによるオンライン方式により実施します。

#### ウ ヒアリングの内容等

- (ア) 参加事業者から提出のあった「提案書」の内容を説明いただいた後に、大阪市職員から質問をさせていただきます。
- (イ) ヒアリングを実施する参加事業者に、ヒアリングの日時、場所、流れ及び具体的なヒアリング項目について、別途、様式3「参加申込書」に記載の担当者に事前にお知らせいたします。

#### エ 留意事項

- (ア) ヒアリングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、非公開で個別に行います。
- (イ) ヒアリングへの参加予定者は参加事業者当たり6名までとし、参加予定者については、様式3「参加申込書」に記入してください。
- (ウ) ヒアリングの所要時間は、参加事業者当たり60分程度を目安とします。なお、必要に応じて複数回ヒアリングを行うことがあります。
- (エ) ヒアリング後に、別途、電子メール等によるヒアリング(文書照会)をお願いすることがあります。
- (オ) ヒアリングで回答いただいた内容は、提案いただいたものと同様に取り扱うものとします。
- (カ) 本マーケットサウンディング(市場調査)の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者とのヒアリングを実施しない場合があります。

#### (5) 実施結果概要の公表

本マーケットサウンディング(市場調査)の実施結果の概要については、参加事業者の名称は公表せず、アイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで、令和5年2月下旬[予定]に大阪市のホ



ホームページで公表します。

## 8 事業提案を求める項目とその内容

本市では、備蓄物資の効率的な調達・管理、新たな備蓄倉庫の確保を課題として認識しており、個々の課題の解決には取り組んでいます。備蓄倉庫の確保や、調達管理から有効活用等までの一連の過程を一つの民間事業者に担っていただくことで、効率的かつ効果的な備蓄物資の管理が可能になるのではないかと考えていますが、これまでそのような事例がないためマーケットサウンディングを実施し、その実効性について見極めることにいたしました。

民間事業者にとっても、各備蓄倉庫の確保や備蓄物資の調達・管理をトータルで実施することが可能かどうか、全く新しい視点での検討が必要となりますが、本市のこの課題は、限られた人材と予算の中でいかにして効率的な備蓄物資の調達・管理が実施できるのかという、各自治体の共通した課題であり、仮に実現できれば全国的にみても画期的な事業となると考えています。

また、備蓄物資のうち更新目安が到来する物資の有効活用についても、これまでから地域における防災訓練やイベント等での提供や、こども食堂や生活困窮者の方々への提供を実施してきましたが、民間事業者の広いネットワークが活用できれば、より多くの団体等への提供が可能になるのではないかと期待しています。

そのため、民間事業者の自由な発想に基づく幅広い事業提案を求めることにしたところであり、それらを積極的に活用したいと考えています。

そこで、参加事業者の整備・運営等に関する意見やアイデアの提案をお願いいたします。

### (1) 事業提案を求める項目

ア 大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に関する提案【提案項目 1】

イ その他自由提案【提案項目 2】

### (2) 事業提案を求める項目の内容

様式 4「提案書(例)」の項目と内容に沿って「提案書」を作成いただけるのが望ましいですが、記載いただけない項目や内容があっても構いません。自由な発想に基づく幅広いアイデアの提案をお願いいたします。様々な業種において、参加事業者から多くの意見や提案をお待ちしております。

ア 大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に関する提案【提案項目 1】

#### 【民間活用の対象】

平時における備蓄物資の管理作業（調達・保管・有効活用等）

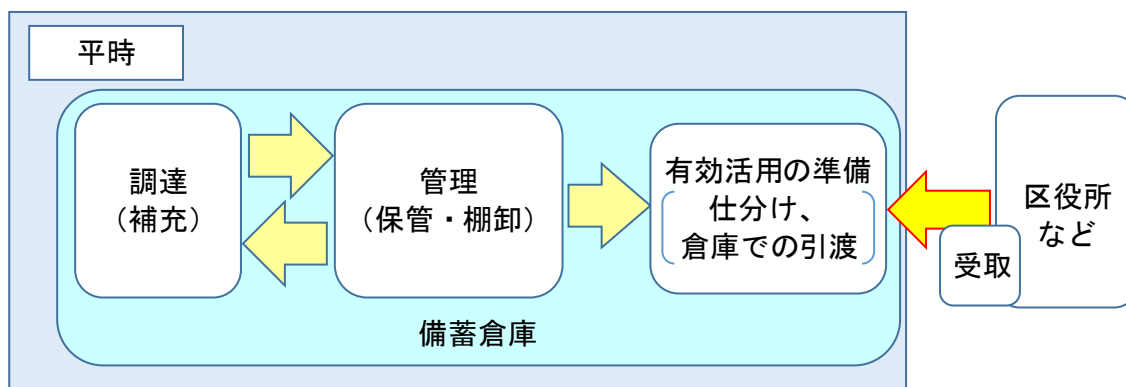
（災害時における国等からの救援物資等や本市の備蓄物資の保管、配送については、対象外です。必要に応じ別途契約等を想定しています。）

調達 : 「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に則った備蓄物資の購入や更新

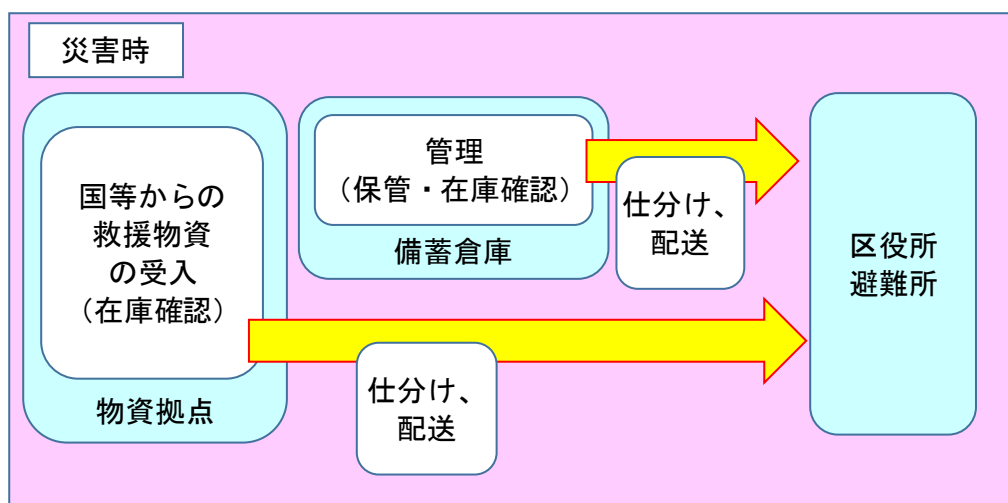
管理 : 調達した備蓄物資は、各避難所や区役所の倉庫に保管するとともに、市内 8 か所の備蓄倉庫に保管しているが、本市の備蓄倉庫にこだわらず、津波などの影響を受けない別の倉庫の確保も含めての、備蓄倉庫における物資の棚卸や入替といった在庫管理

有効活用等 : 賞味期限又は、消費期限の到来まで 1 年未満の備蓄物資を、地域における防災訓練やイベント、こども食堂や生活困窮者の方々等への提供

## 備蓄物資の管理作業(調達・保管・有効活用等)のイメージ



(参考) 災害時(今回の範囲には含みません(必要に応じ別途契約等を想定。))



### (ア) 大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理への参入意欲等

対象への参入意欲、参入にあたっての課題(例えば、備蓄倉庫の管理に係る業務委託契約の契約内容に備蓄物資の購入(調達)が含まれる場合の課題など)についてご意見をいただくとともに、参入しやすくするための方策について提案をお願いいたします。

### (イ) 参入において想定される経費

参入において、管理・運営に必要なと想定される経費について提示をお願いいたします(経費は概算でも構いません)。なお、経費のうち、備蓄計画に則った備蓄物資の購入や更新に係る経費については、その内訳と請求方法等についてもご教示をお願いいたします。

### (ウ) 備蓄物資の調達・管理の目的を踏まえつつ、作業能率の向上と経費の縮減につながる管理・運営に関するアイデアの提案

その実現につながる管理・運営について、参加事業者が可能な範囲において、例えば、参加事業者において倉庫や資機材等を準備するなど、自由な発想に基づく幅広いアイデアの提案をお願いいたします。

### (エ) 最適な管理・運営手法の提案

様々な管理・運営手法がある中、本市が検討している備蓄倉庫の確保、備蓄物資の管理をトータルで行う手法のうち、その一部分のみであっても、最適な管理・運営が可能な場合については、その内容についても提案をお願いいたします。

(オ) 大阪市に求める諸条件等の提案

上記(ウ)・(エ)を実現するための諸条件や、今後必要な改善策などがあれば提案してください。

(カ) その他の提案

上記(ア)～(オ)以外の管理・運営に関する内容があれば提案してください。

イ その他自由提案【提案項目 2】

上記ア以外に備蓄物資の調達・管理を図るための手法等があれば提案してください。

## 9 マーケットサウンディング（市場調査）の留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

ア 参加事業者の名称は公表しないものとします。

イ 本マーケットサウンディング（市場調査）への参加実績は、今後の備蓄物資の調達・管理における事業者公募のほか、それらに関する調査及び検討にかかる事業者公募の際に優位性を持つものではありません。

(2) 提案内容の取扱い

ア 提案書は公表しないものとし、参加事業者の承諾があった場合を除き第三者へは提供しません。

イ 本マーケットサウンディング（市場調査）においてご提案をいただいた内容は、民間活用の可能性の検討に向けて、備蓄倉庫の確保、備蓄物資の管理（調達・保管・有効活用等）などについて調査及び検討を行う際の参考としますが、必ず実現されるものではないことにご留意ください。

(3) 費用負担

本マーケットサウンディング（市場調査）への参加に要する費用については、参加事業者の負担となります。

(4) 実施結果概要公表後の追加の対話への協力について

本マーケットサウンディング（市場調査）により、令和4年度中には民間活用の可能性とその方向性をとりまとめる予定ですが、今後の事業者公募の条件等を検討するため、本マーケットサウンディング（市場調査）の実施結果概要の公表後も、必要に応じて、追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## 10 参考資料

事業提案に当たり、参考となる資料は次のとおりです。

### 【参考 1】 大阪市避難所運営にかかる備蓄計画

国や大阪府などが定める避難所運営等にかかる各種ガイドラインや取組指針などを踏まえ、避難所の運営にあたって必要となる備蓄物資の備蓄品目や数量、更新頻度などを定めるとともに、市民や事業者によるいわゆる自助、共助の備蓄についても基本的な方針を示し、災害発生後の避難生活における必要物資の備蓄を促進することなどを定めたものについて、次のとおり大阪市のホームページ上で公表していますので、ご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000571056.html>

## 【参考2】大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について

大阪府と市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において検討した結果に基づき、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に、必要な救援物資対策として、これまでの府と市町村の役割分担と協働の取組みを踏まえ、今後の備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体（府民等・市町村・府）の役割について、基本的な方向性を示すものについて、次のとおり大阪府のホームページ上で公表していますので、ご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/bichikubussi/index.html>

## 【参考3】その他

事業提案に当たり、次の資料について、提供を希望する法人又は法人グループは、様式5「データ提供申込書」を提出してください。

- ・ 説明会で配付した資料

### ○ 申込期間

令和5年1月16日（月）午前9時から1月18日（水）午後5時まで

### ○ 留意事項

- ※ 本資料は、申込のあった法人又は法人グループにPDF形式で提供し、同申込書に記載の担当者のメールアドレスに送信します。
- ※ 「大阪市災害救助用備蓄物資の調達・管理における民間活用に向けたマーケットサウンディングにかかるデータ提供申込（法人名）」としてください。
- ※ 本資料は、現状と異なる場合があります。
- ※ 現状と異なる場合は、現状を優先し、本データの使用によって生じた損害について、大阪市は一切の責任を負いません。
- ※ 上記のデータは、本マーケットサウンディング（市場調査）への参加を目的に提供するものであり、提供を受けた法人又は法人グループは、その目的以外に使用、貸与、譲渡及び売買を行わないでください。

## 11 担当

大阪市危機管理室危機管理課

住 所 〒530-8201

大阪市北区中之島一丁目3番20号（大阪市役所5階）

電 話 06-6208-7388

メールアドレス [cb0001@city.osaka.lg.jp](mailto:cb0001@city.osaka.lg.jp)

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）